



桐生市における景観行政の取組 ～市内の色彩調査の結果について～

桐生市 都市整備部 都市計画課

1. はじめに

桐生市では、平成6年に桐生市都市景観条例、桐生市都市景観形成基本計画を定め、景観行政に取り組んできました。その後、平成25年4月に景観行政団体となり、法に基づく景観条例・景観計画の作成に着手しました。今回は、計画作成の一環として行った市内の色彩調査の結果について報告します。

2. 調査の概要

色彩調査は、市内の建築物の壁面・屋根、工作物などの色彩を抽出調査により行いました。調査方法はマンセル表色系により、視感測色又は機械測色のいずれかの方法で行いました。調査件数及び地域の区分は次のとおりです。

表1 地域別・景観ゾーン別 調査物件数(物件数1,485物件、測色数3,036色)

景観ゾーン	地域	地域別									
		中央	境野	広沢	相生	川内	梅田	菱	新里	黒保根	
①商業地景観ゾーン	256	255	—	1	—	—	—	—	—	—	—
②歴史景観ゾーン	61	61	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③沿道市街地景観ゾーン	78	22	6	27	21	—	—	—	2	—	
④住宅地景観ゾーン	750	78	11	250	34	236	21	120	—	—	
⑤工業地景観ゾーン	245	115	23	32	32	30	—	13	—	—	
⑥自然景観ゾーン	95	4	—	3	—	24	20	—	22	22	
合計	1485	382	40	313	87	290	41	133	24	22	

3. 結果の概要

全体的な傾向として、壁面色では無彩色とYR(黄赤)～Y(黄)系が多くを占め、明度は6～8に集中していました。一部、彩度の高い色を使っている物件も見られましたが、多くは落ち着いた色彩となっていました。屋根色は無彩色とYR～Y系の中明度以下が大半を占めていますが、一部の新興住宅では彩度の高いYR系なども見られました。

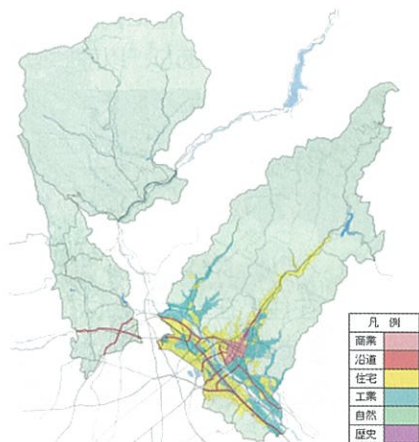
その他の特徴としては、山林・河川と宅地が非常に近接しており、これら自然の色とパステル調(高明度・中彩度)の色が不調和となるなど、他の都市よりも落ち着いた色彩の採用が望まれる傾向にあることが挙げられます。



色彩調査の様子(視感測色)

4. 色彩基準の考え方

色彩調査の結果をもとに、景観形成誘導基準の一部として色彩基準案を作成しました。基準案は、土地利用の方針をもとに4区分(①商業・沿道②住宅・工業③自然④歴史)で設定し、基準色と推奨色を示しています。また、商業・沿道ゾーンではアクセントカラーの基準を設定するなど、土地利用に合わせたデザインができるよう配慮しています。



景観形成誘導方針図



良好な景観物件の事例

5. 今後の取組予定

景観計画・景観条例については、平成28年4月の施行を目指して取り組みます。また、良好な景観を作っていくための考え方や方法などを分かりやすくまとめたガイドラインや、出前講座などの活用により、良好な景観形成の考え方の周知や、景観に関する相談窓口の設置、技術的支援などの支援体制の整備などを図りながら、市民・事業者・行政が適切な役割分担のもとに、よりよい景観づくりに取り組んでいきます。